

学校における子ども家庭福祉の開発的方法と課題

—ハルトンCASにおけるschool-based family serviceの取り組みを中心に—

鈴木庸裕

はじめに

学校関係者が家庭での子どもに対する虐待や不適切な関わりに遭遇した際、関係機関との連携を通していかに家族介入をおこなえばよいのか。一方、児童相談所関係者がその子どもや家族とつながりのある学校関係者とどう連携を図ればよいのか。そうした「連携」のあり方をめぐり、担当者相互の個別的な連絡協力や一方向的あるいは実務的な対応過程はあるものの、その実態が「啓発活動」と事後介入や危機介入の対応に終始しやすい⁽¹⁾。それは、児童虐待防止という「連携」の克服課題がもつ性格に起因するとはいえ、本質的には児童福祉問題の予防をめぐる開発的方策が具体化できていないことに関係がある。近年成立した児童虐待防止法やエンゼルプラン・子育て支援施策は「連携の強化」を標榜しているが、その具体的段階を構想するには至っていない⁽²⁾。

本稿はこうした日本における現状認識のもと、児童虐待防止法の具体的方策を中心課題とする学校と児童福祉機関との連携のあり方について、カナダオンタリオ州でのCAS (Children's Aid Society: 児童保護援助協会)の先行実践を検討する。CASとは、すべて政府の財政援助を受ける民間の児童相談所(コミュニティ・ソーシャルサービス省に関わる50を越える専門機関の1つ)で、「Child and Family Services Act」(子ども家庭サービス法)によって規定された組織である⁽³⁾。主たる役割や機能は児童虐待の防止、被虐待児のケア、施設ケア、家族支援、里親、およびボランティア等の社会資源の開発・関係調整にあたり、フルタイムのソーシャルワーカーや弁護士、医者、コミュニティーワーカー、セラピストなどが勤務している⁽⁴⁾。

以下では、オンタリオ州南部のハルトン市のCASと教育委員会とが共同事業として進める学校をベースとした子どもや家族の人権擁護とケアの取り組みについて考察しつつ、機関連携(リエゾン)のあり方、困難を抱える子ども家庭支援の実際と方法論的課題、学校教育と児童福祉の結びつきをめぐる意義と課題等について明らかにしていく。

1. 学校における子ども保護プログラムの概要

(1) 背景と目的

このプログラムは2001年夏に、「School Based Social Work Program」⁽⁵⁾として、ハルトンのCASとハルトン教育委員会の間で業務、権限、財源等の面で協定が結ばれたところからはじまる。オンタリオ州では、すでに70年代後半からCASが学校とリンクするプロジェクトをいくつかの地域でおこなってきたが、学校にCASのソーシャルワーカーが定期的に常駐する子ども保護や関係調整、カウンセリングのサービス⁽⁶⁾は、90年代後半より見られる。主だった地域としてグレイ、ゲルフ・ウエリントン、レンブリュー、プラント、ウエントワース、キングストンの6つがあり、ハルトンCASも、事前にこの6つの地域の実地踏査をおこなうなど、その準備期間はプログラム開始の3年前に遡ることができる。

こうした連携の背景には、ハルトン地域がエリアも広く広大な農村部をいくつか抱え、近年市街地での流入家庭が多いことから、この地域でCASの存在や取り組みを、地域住民から「見えるもの」にしていく必要があるというニーズがあった。例えば、典型的なものとして、地域からの通報後にケースが開かない例が80%と高い地域がある。そ

の理由はこの地域がミドルクラスの経済的に裕福な地域で、CASに介入してほしくないという風潮があったためである。そして、何か家庭で問題があるとすぐ弁護士を雇うような「リーガル・コミュニティ」でもあり、CASとのすれ違いも多かった。にもかかわらず、児童虐待がケースとしてあがってきたときには複雑で重篤になっている場合が多かった。ハルトンの地域性は保守的で児童福祉の取り組みに狭く偏った認識があり、その認識を改善するためにも子ども家庭支援の地域連携プログラムが必要になっていた。CASからすると「アクセスしにくい地域」という調査結果に基づいている。このハルトンはトロントからオンタリオ湖沿いに西へ50キロ離れた、オンタリオ州南部の人口急増地帯で、大きくオークビル、バーリントン、ミルトン、ジョージタウン、アクトンの5つの地区と周辺の農村部からなり、高校は1,200~1,500名規模で8校、小学校850~200名規模の学校が30校あり、農村部と新興住宅地（ベッドタウン）が複雑に混住する地域である。

もう1つの大きな背景は、これまでの教育委員会との情報交換や地域での子ども保護サービスを通して課題になってきた事柄を分析するなかで、その解決のために学校関係者や教師にCASのサービスプロセスを十分理解してもらうこと、CASの側も教育現場での現状を生き生きと把握し、相互に理解し合える手だてを求めていたことが挙げられる。児童虐待など子どもの保護に関する通告のうち全体の20%が学校からの通告・連絡でありながら、教職員と児童福祉機関の職員との職務的すれ違い（例えば、放課後連絡を入れても勤務時間が終了していることなど）の現実を克服することも懸案にあった。

そのことから、この機関連携では大きく9つの達成目標を掲げている。

- 直接的な福祉臨床的介入の機会づくり、
- 児童福祉の職務に関する理解増進、
- 他領域の専門家にCASの業務子細の理解を広げること、
- 地域にCASの活動を可視的にすること、

- 学校を通じた保護者や養育者との関わりを緊密にすること、教師に新たな社会資源を提供すること、
- 保護の措置対象になるかならないかの判断や子どもへのケアプランをコーディネートしつつCASと学校システムとのパートナーシップを促進すること、
- CASの援助を受けることで子どもや家庭に向けられるスティグマをなくすこと、
- 子どもや家庭のための専門機関や地域のアクセスを高めること、を示している。

また、その方法として、子ども福祉サービス、スタッフの体制化、スタッフの力量に関する規定、運営管理、福祉臨床的助言指導、情報提供と情報収集システム、運営管理へのスーパービジョン、秘密保持、管理的支援、特別なサービス提供、問題解決システム、財政支出について詳細な進め方が確認された。

教育委員会との連携においては、上記の目的や方法を明示した協定がかわされ、弁護士を通して契約書が作成され、教育委員会とCASとの役割分担、プログラムの期間、単年度ごとの効果測定と評価方法、ソーシャルワーカーの給料や雇用（CASの雇用）などを定めている。それぞれの機関の長が署名をおこない、業務の役割責任、就業時間、給与（双方で50%ずつ）、学校関係者や保護者に対するプログラムやスタッフの周知方法、チーム会議の要項、学校内への関係委員会設置、ソーシャルワーカーのための施設設備（学校における個別の部屋、面接等のルーム、単独の電話回線やパソコンの設置）などを明記している。なお、児童擁護のケースの財政はFamily and community social services 基金から拠出されており、ケースごとに補助金がおりる制度を活用している。

こうした契約書の中で、児童福祉の地域支援活動（デリバリー）と学校のニーズを橋渡しする取り組みとして、機関連携の明確化という点が注目できる。

(2) スタッフの構成と役割

このプログラムにはCAS側のスタッフとしてケアマネージャー（スーパーバイザー）の女性（40代）と8名のソーシャルワーカーが配置されている。それぞれの人となりをケアマネージャーは次のように語る。

60歳代のAさん（男性）は、東インド出身で、30年間児童福祉現場に勤務した経験があり、イギリスで仕事を始めたために国際的な経験と視野をもつ男性である。マネジメントの経験もあり、CASの社会的使命やサービスに深く広い情報を持ち、医療的ケアがバックグラウンドにある人で、子どもの権利擁護が何であるかを医療的ケアの面から見ている。しかしながら、自分の児童福祉現場で培ってきた力量とは異なる学校での医療的ケア方法に対する視野を広げるところで努力している一面もある。これは筆者の補足であるが、近年、オンタリオでは子どもの最善の利益の視点から、児童福祉施設での「処遇」観を脱却するという点がクローズアップされ、多くのソーシャルワーカーに共通した努力が求められている。

次に、Bさんは20代後半の女性で、3年ほど児童福祉現場に勤務し、ある地域のCASのファミリーサービスに従事した経験を持つ。援助技法として芸術的で創造的な活動を取り入れており、この女性は家庭介入支援の経験があり、調査や診断よりも家族のケアやロングタームの視野での活動に優れ、家族療法に習熟している。

Cさんは30歳の男性で東インドの出身でコミュニティワーカーのバックグラウンドが強く、CAS以外の地域支援組織・団体について熟知し、地域に根ざした取り組みとして、他のサービスや資源をどう活用するのかに優れた力量と知見を持っている。また、1年間、触法少年等の児童福祉に従事しており、犯罪傾向にある子どもの生活指導を通して別の生き方があることを教える仕事をしてきた。アートセラピーを活用した地域文化活動の力量を持っている。

40歳代のDさん（女性）は、虐待児の保護活動の経験があり学校関係者と仕事をするのもなれて

いる。学校で対応する社会福祉業務に明るく、保護給付の補助申請などに造詣が深い。話が分かりやすく言葉の中でポリティカルゲームをせず、明快さがある。

Eさんは南米出身で、レジデンシャルケア、グループホームの指導員経験があり、行動療法を用いる30代の女性である。インテークと家族や地域への介入支援の両方にバランスがとれている。

Fさんは、20代後半の女性で児童福祉のインケアのスペシャリストで、CASと児童福祉施設に勤務していた経験がある。

Gさんは、40歳後半で児童福祉分野の女性である。アフターワークのサービス、「エマージェンシー・ナイトサービス」という夜間の家庭訪問活動をする経験が長かった。子どものケア計画のマネジメントに関する知見と情報を持った人で、家庭に入って親に対する養育指導や子どもの行動変容を促す子育て・親業指導に長けている。

20代前半の女性Hさんは、今回採用された新卒の人であるが熱心で、採用の面接の際もとても輝いていた人であるという評価があった。このプログラムについてビジョンをしっかりと持っている人として今後が期待されている。

以上、スタッフのうち、半数の人が家庭を持っておりこうした構成が融合して同僚間に有益な関係が生まれている。みずから親の立場である点を活かした示唆や洞察も共有され、親でなくても若いスタッフが青少年との接点を築いていくプロセスを年輩者にシェアできるなどの長所がある。特に今回のプログラムでは小学校5年生から高校を卒業するまでの女子の役に立ち、ボディイメージの改善やセルフエスティームを高める援助、そして摂食障害なども数多く取り扱うため、実際のロールモデルとして、頼れる女性が学校にはいる意味がある。

2. プログラムの実際

(1) 学校への導入時点と活動

まずプログラムの開始時点において、教育委員会との協議の中で、どの学校に School Based

Social Worker (以下 SBSW と略す) を配置するのかが選定確認したあと、教育委員会から当該の学校長にこうしたプログラムが導入されることが伝えられ、それから CAS のケアマネージャー (スーパーバイザー、以下 CM と略す)、校長、教頭と3人が教職員会議で説明、質疑応答がなされた。その後再度、CM が学校に出向き校長らとその学校の問題について話し合い、現在どう対処しているのかを聞き取り調査する。同時にそれぞれの学校の特徴を尊重しつつ、そのためどの SBSW をどの学校に送るかという適合性を調整し決定する。最後に、CM と選出された SBSW が学校の教職員会議に出席し、自己紹介や討議がおこなわれた。2001年の夏以降、随時配置が始まったがたいいてい SBSW は、生徒会総会と保護者の会合に出席したりニュースレターでの紹介、あるいは学校のオープンハウス (学校開放日として教師、家族、児童生徒が集まるイベント) のバーベキュー大会に参加して交流し、その際、校長が SBSW の存在やプログラムの説明紹介をする場所をもうけた。総じてここでのソーシャルワーカーは学校で School Based Services Worker と呼ばれている。Child Welfare Social Worker や Child Protection Social Worker とは呼ばず、学校生活に適合したもっと広い意味で理解されるように職務構造を提示している。その他、学校から保護者宛に SBSW の活動や相談方法などが文書で配布され活動報告の場の確保があり、学校の外に出て、警察、保健所、医療機関などの地域資源への「挨拶回り」が欠かさずおこなわれている。

さて、CM の役割であるが、CAS のスタッフのスーパーバイザー (40歳代の女性) が専任で担当し、ケースマネージャーとして学校に週に一回各学校に出向き、会議やオフィスでの検討材料を集めるとともに、教育委員会窓口との調整、対応をする。またスーパーバイザーとして、福祉臨床のスーパーバイズで週2回、SBSW と会い、相談助言や様々な療法・スキルの支援や社会資源の発掘に努めている。SBSW のスケジュールは学校と CAS 両方に届け出るため、どこで誰が何を

しているかを CM は把握しその調整もおこなう。CM の役割規定によれば、ケースマネジメント、介入、情報提供とファイリングシステム、運営管理、運営規定の改善、指導助言プロセスの確認と改善の6項目が明示されている。

次に、8人の SBSW の実際の活動であるが、彼ら彼女らは8の小学校、2つの高校に配属されており、2人が小学校2校ずつをかけ持ちし、4人が1校ずつ、高校には1名ずつとなっている。学校での仕事が50%。CAS での児童保護のワークが50%とされ、CAS での勤務と学校での勤務とを両立するスケジュールが立てられている。その中には学校外での面接相談やグループワーク、ワークショップ、そして家族への講演会や学習会の講師活動も含まれている。また、この8人はハルトンの5つの地域のうち4地区にはいつている。その選定はこれまでのケース調査で問題状況の把握件数が多いところである。8人のオフィスは各学校にあり、プライベートルームもある。CAS の施設には専用の共同会議室がある。学校では教職員という肩書きで働き、学校にもコンピュータや携帯を所持するオンサイトオフィスを持つ。

現在、1人の SBSW あたり常時12から21件のケースを持っており、子どもへの個別面接や個別あるいはグループによるアンガーマネジメント、ソーシャルスキルのトレーニング、親との個別面接相談、悲しみや子どもの死亡を受けたグリーフカウンセリングが日常的である。学校側の校長や担当者がケースをあげてくることが多いが、学級支援として教室に入ってプログラムの説明をし、自分は何者か、そしてどういふ分野であなた達を助けることができるのかなど、関与することによって直接的なコンタクトを可能にしている。従来、CAS の取り組みとしていじめ防止についての授業や講座をゲストティーチャーとして任されることもあったが、以前に学校との連携を持ったことがあるソーシャルワーカーによると、学校のスタッフゆえに自分たちの活動が教育課程に位置づきやすくなったと言われる。

また、教師支援としては、ケースの申し立てがきて「コンセンドフォーム」を通じて親の了解を得てケースが開かれる。フォーマルな形での手続きは、学校と家庭とのすれ違いを生み出さないためである。学校側のチームは、オープンポリシーをとっているのだから、教師が個人的にケースを持っていくことができるが、たいていの場合はチームミーティング（校長、SBSW、担任、関係する主任）での話し合いで提出される。そこにすべての情報が集まり、その中でどのケースから対応するのかという優先順位が考えられたり、他の機関の応援要請が必要かどうか話し合われる。どの時点で関係機関との連携を位置づければいいのかについてSBSWの真価が問われる。

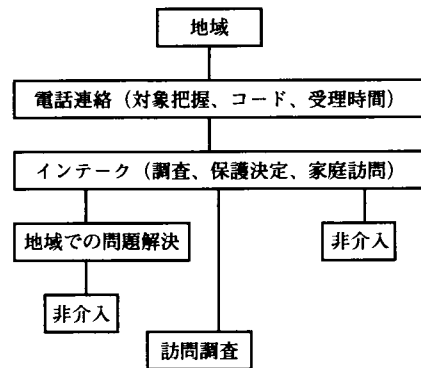
ところで、いずれの学校の場合も障害児教育の教員が教育相談活動のキーパーソンになっているといわれる。それは特別な教育的ニーズを把握することがこの教師の役割となっているという、オンタリオ州での教育制度にも関係しているが、SBSWにとって有益なパートナーである。

〈SBSW が提供するプログラム・サービスの概要〉

- ・ 児童福祉サービス：個別カウンセリング、グループカウンセリング、家族カウンセリング。
- ・ ケースマネジメント：他のソーシャルサポートサービスとの関係調整・リファー。
- ・ A段階（最も緊急性を持つケース）の児童保護対応（児童虐待）。
- ・ グループワーク：アンガーマネジメント、ソーシャルスキルトレーニング。
- ・ 死別対処。
- ・ セクシャリティ問題。
- ・ 学級支援：虐待予防プログラム。
- ・ 保護者会の講座。
- ・ 手続きの開発。
- ・ 緊急時の対応。
- ・ 例外的には虐待自殺、他の残虐な扱いなどがある場合は、CAS や関係省庁基準に即した対応。

(2) 地域とのつながり

地域からの連絡をフロンティアが受け、その情報をインタークーパーバイザーにつなぎ、その情報を整理して、「スペクトラム」⁽⁷⁾のガイドラインからコードナンバーを査定し、そのレベルによって介入の質や内容をアドバイスし、どれだけ早くで解決するのかなどを決定し、それをインタークーパーバイザーにつなぎ、ケアプラン作成のための調査を進める。調査後に家庭介入支援のワーカーあるいはファミリーケースワーカーにつながるが、その必要がないときにはその部分で終わるときもあり、地域の他のサービス機関につながる場合もある。



特に地域からのつながりにおいては、8人のSBSWは基本的にこのような活動組織の中で動き、CASの電話窓口担当者から連絡を受ける。学校関係者による対応ケースにするのかCASが対応するケースにするのかについて、その適切さを判断する際、SBSWがケースをたくさん抱えて手に負えないときにはCAS独自のスタッフで対応するなどフォローがある。緊急性に応じて、SBSWはスーパーバイザーに個人的に電話して相談するという、いわば決定事項についての複数体制が義務づけられている。そこから校長に対してどこに電話連絡をすべきかを指示するという判断がSBSWの役割として重要になる。

本稿の冒頭でも述べたが、教師や地域もCASに電話をかけてくることをいやがる地域は、ハイリスクな状況を抱えながらも、電話がまったくかかてこない。しかし今回こうした地域の学校に拠

点をおく2名のSBSWは、プログラムが開始されて日が浅いにも関わらず、すでに30ケースが提出され、そのうち5つはCASによるSBSWの活動により開かれたものであった。決して発見ケースの数値が尺度になるわけではないが、25件だったものが当該学校のSBSWが動いたために5つのケース発見したのは成果であるとされる。そこにはこの事例は放置しておくともっとひどくなっていたという判断が加わっていた。

子どもの権利擁護、人権保護の活動をおこなう際に重要な責任と役割は、①適切な報告書を作成すること、②その家族がどういう機能を修復しているのかアセスメントすること、③リスクのレベルをアセスメントすること、④地域の他の資源・機関にリファーすることなどが挙げられる。リファーした地域のサービスのマネージメント、確認、家族を裁判所に連れていく付添活動、家庭や地域への介入支援において、ソーシャルワーカーが子どもに見える形で業務をおこなうことが最も大切なテーマである。学校にいととにも、家にも地域にも訪問できることは教育委員会に所属するSSWとちがって、家庭に介入する資格権限を持っている長所といえる。SSWは問題を持つ子どもを発見・対応しても、家族が電話を返してくれなかったり、家族が援助を拒否した場合、それ以上前に進めない。そのとき、CASのソーシャルワーカーは社会的権限をもって介入できるという違いがある。CASのソーシャルワーカーはこうした同意を取り付け交渉する活動に熟練しており、家族の抵抗や苦情解決の訓練がなされているためである。

(3) SBSWがオープンした事例

ある女子生徒が学校を休みがちであることを理由にケースがオープンされた。その時点では休みがちということしかわからなかったが、調査がすすむ中で、生徒に蚤がわいているにもかかわらず、親が処置をしていなかったためおさまるまで学校に来られず休んでいたことが分かった。家庭訪問調査にはいとと親に知的障害があり、蚤がわいた

ときにどう対応してよいのかわからなかった。このケースでは子どもへの養育能力が不足しているとして、リスクコードが「B」レベルとしてケースが開かれた。早速、地元の赤十字と連絡調整して親に対する対処法の指導にあたってもらったり、ソーシャルワーカーと一緒に動いて、親が買い物ができるか、病気でないか、衣食住は適切かという基本調査をし、本人にとってできないことがなにかを発見し、またたとえ今できなくても一定の学習によって学べるであろうものはなにかというアセスメントをおこなった。子どもも親からの刺激が少ないので知的な発達遅滞が見られることもわかった。その後、親にチャイルドマネジメントプログラム、「ヘルシーベビー」「ヘルシーチルドレン」というプログラムに参加してもらうようにした。そこでは看護師からどういうときに医者にか電話すればいいのか、どういう買い物をするのか、基本的生活をどう送ればいいのか、SSTやロールモデルを導入しながら自己管理できるようにした。子ども自身に対してはいじめの対象にならないような学級指導の方法や友達との関係づくりなど、知的な障害のケアを組み込んで保護にあたった。このケースは学校にソーシャルワーカーがいないで見えなかったケースである。

(4) 保護者・住民・教師向けプログラム

保護者に対しては、親業のグループワーク、月一度の相談会や「アフタヌーン・ティ」というサークルをつくりトピックをあげて、インフォーマルな場で話し合ってもらえるような井戸端会議的なものを運営したり、孤立している親に交流の場づくりを通して、地域でこのプログラムについての呼びかけ活動や虐待の疑いがあるときに相談する方法や手続き方法などの勉強会を運営している。ここでは、子どもの権利擁護の専門家に、困難が生じたときにいかに連絡すればいいのか、そしていかに虐待やその予防の通告をすればいいのかといった模擬トレーニングをおこなう場合もある。学校内での研修会の開催やワークショップでの事例検討を含め、教育関係者のみならず地域の保護者

や関係者をも巻き込んだ取り組みを企画運営することもある。

3. SBSW の効果と問題点

(1) プログラムの作成段階における教育委員会への影響

教育委員会とのプログラム開発・設定段階では、CASの最高責任者から教育委員会への呼びかけに対して、はじめ学校関係者はあまり乗り気ではなかった。しかし話をしているうちに、態度が変容してきた。その背景には、ソーシャルワーカーが学校で働くというアイデアがどうして優れているのかという継続的な説得作業があった。カトリック系の教育委員会は最初からCASの申し入れに対して積極的に耳を傾ける傾向にあったが公立では難しかった。その理由には3点あり、第1に、職域組合の関係がある。教師とソーシャルワーカーに関わる組合があり、もともと教育委員会で雇用された学校ソーシャルワーカーの仕事を奪うのではないかという問題があった。そのことについては、今回のプログラム実施の時期に、偶然3人の学校ソーシャルワーカーが退職し、その給料をCASの6人のソーシャルワーカーに50%分として使えた。第2に、CASの役割について十分理解されていないということ、そして第3に行政的職業倫理の意味での立場の違いというものがある。それはCASのソーシャルワーカーが教育現場の領域にはいりこんでくるのではないかという懸念である。しかしCAS関係者は「best for the children」をテーマとして教育委員会に申し入れ、子どもの最善の利益とは何かを提起し続けてきた。なかなか公立の教委が理解を示すのが難しかった状況を変えていったこと、つまり教育委員会がCASの申し出に興味を示した実践とは何かを見た場合、管理職のレベルでの理解よりは現場教師レベルでの理解がひろがり、関心が高まり共同関係を持ち得たことが挙げられる。これまでのソーシャルワーカーは説明責任を明確になしえていなかったことが浮き彫りになってきた。このプログラムの背景にはCASの明確な目的達成動機があ

り、報告書を作成したり会合を定期的に位置づけるという職務上のルーティンが他者にわかりやすいという評価が現場教師の積極的な関心を高め促進したといえる。

別の観点では、教育委員会に雇用された学校ソーシャルワーカーはソーシャルワークの資格を持たない人にスーパーバイズされていることがあり、学校でのソーシャルワークの役割が明確でなかったり、責任問題や説明責任においても適切な指示があいまいになる問題が少なからず起こっていた。そういった点を単に批判するのではなく、CASのSBSWの活動が改めて可視的に説明し子ども福祉に関するソーシャルワーカーの全体的な力量形成にフィードバックしていくというねらいにも即応していったことになる。このプログラムの目的である可視性は達成しており、それ以上の効果が上がってきていると判断できる。ハルトンのみならず、近年、州全体で子ども家庭福祉の支援専門職の定員削減が著しい中、学校ソーシャルワーカーも受け持ちの学校が増加している状況にある。そのことが原因で起こるトラブルを防止していく上でもこのプログラムの意味は認められる。

(2) 学校改革の視点と評価

では、このプログラムの評価はどうであろうか。オンタリオ州のソーシャルワーク全般にわたる評価・第3者機関として州北部にあるマックマクマスター大学に総合サービス事務所がある。ここではオンタリオのソーシャルワーク関連サービスがどの程度の効果をあげているのかを診断するプロジェクトをもっている。この事務所がアセスメントの委員会を設置し、大学がそれをサポートしコンサルタントしている。この委員会のアセスメント指標には、CASの到達点が地域の中で可視的になること、CASの実践過程が第3者にとって透明性が高いこと、教育委員会との関係が良好であること、地域の中で児童虐待などの予防的役割を十分果たしていること、そして子どもの権利擁護を推進していることの6点がある。また、学校側への評価視点もあり、ここでは学校での子

どものたちの攻撃性が減少すること、シリアスな問題の減少、退学の減少などがその一部とされる。

ところが評価において、近年の公立学校から向けられる指標は教育委員会ですすめる「セーフスクール」の指導指針と重なり問題点がある。CASとしては子どもや大人のソーシャルスキルの開発的活動をおこないたいが、学校の要求でいじめや不登校問題をめぐる面接や相談が多くなされている状況がある。ところが例えばいじめの行動は家庭での問題をはらみやすいがために、いじめの背景にある生活問題や社会的問題に結びつけて対処していく必要がある。本来、地域と家庭、学校を全体的にとらえて、どの部分からも子どもの発達保障を中心にすえた働きかけが重んじられるべきである。しかし、学校側の「セーフスクールポリシー」は、生徒管理であり、子ども個人のニーズについて十分な配慮があるとは言い難く、ソーシャルワーカーの役割として、学校当局に「問題を持つ子ども」にどう関わるべきか、あるいはいかなる教育的ニーズを持つ子であるのか、そして子ども家庭の社会的環境を適切に読みとっているのかという問題を押し出していく必要がある。教育的な配慮の可能性を探りだしていく役割をもつ。行動や言動で攻撃的な子どもに対して、セーフスクールポリシーは停学や退学を目的にしやすい。

SBSW からみると、例えば、もともと人を殴る傾向があり、今回は殴らなかつただけよかつたのではないかという捉え方のできる場合もある。あるいはソーシャルワーカーが「われわれはいま家族が協力的なので、罰則ではなく教育することで克服していくことができる」という子どもの状況を説明代弁する役割がある。

このように、新たな評価視点として、CASの活動を学校や地域に知ってもらおうという意味を越えて、学校改革にCASという児童福祉機関が向き合おうとする側面が大切になる。

(3) 教師との共同

チームミーティングで教師たちとどううまくや

っていくのか。このことはソーシャルワーカーどうしの中でもっともよく話題になる事柄である。一般に、雇用者が異なる者同士が関係を持ち続けるのは容易なことではない。しかも校長・学校管理者が学校のイニシアティブをどう握っているのか、ソーシャルワーカーについてどういった期待を持っているのか、など学校の組織文化や風土によって多様である。「文化」にはガイドラインはない。そのためにも、職場での上下関係や公務員の力関係、そしてこのプログラムに誰が積極的に誰がそうではないかをつかむといった学校内でのポリティックスを知るという専門性が必要になる。

ハルトンの中心街から遠く離れ、ソーシャルワーカーも行きたがらない地域に、今回のプログラムで2人の若いSBSWが配置になった。はじめはいやがったが、地域や学校が小規模なために逆にポリティックスがなく、教師も若い人が多いことからSBSWも教師側も僻地に送られたという孤立感を持ち、同じ境遇ゆえに意気投合して子ども保護の実践が切り結ばれたという例もある。

学校関係者にソーシャルワークや児童福祉の専門的なスキルを理解してもらおうというねらいが達成可能になるには、こうした意識にも目を配る能力が必要になる。

(4) 子ども保護へのスティグマの解消とソーシャルワークの専門性

CASに対するスティグマの解消はこのプログラムの大きな課題である。これを乗り越えていくことと、子どもの人権擁護の広がりとを結びつける専門性が学校と児童福祉機関双方の役割として位置づけられる必要がある。

1つの事例として、父親が子どもの首を絞める殺害未遂事件があった。そのとき学校は以前からCASに否定的なイメージを持っていたために通告することを拒否した。しかし、SBSWがCASに電話するとともに学校に対して働きかけをおこない、CASのイメージアップを図る役割を担ったことがある。その際に子どもの保護という捉え方に対してこのプログラムから明らかになったこ

とは、問題が発生したらプログラムにつなぐというものの見方から、児童虐待の子防への新たな取り組みをプログラムの過程の中で見つけていこう捉え方である。ここでもやはり CAS の調査・対応スキルの力量面で、子どもや家庭に介入・調査・相談の技術を持っているので、いままでは開かれなかったようなケースも発見できるようになってきている。その意味で家庭に対して違った方法から浸透している。

家族の側も CAS からきているソーシャルワーカーでなく学校からきているソーシャルワーカーということでリラックスして情報提供してくれることが増えてきている。学校から電話があった場合、情報が乏しかったり断片的なためにその後の対処を考えていくことが困難を極めるとき、「こんな点を調べてもう 1 度連絡がほしい」という依頼をすることが数多くあった。このプログラムではソーシャルワーカーが学校内部にいるのでその人に調査を依頼できるという応答性が非常に高まった。

また、プログラムを通して CAS の力量が高まったという点がある。学校が電話してきた時には子どもの保護ケースとは思わなかったが、ソーシャルワーカーが学校側にいてそれを説明することによって、これまで学校側で説明できなかった事柄が明示できるため、学校にとっても CAS にとっても有意義となる。先に事例で挙げた「どうして蚤が児童保護につながるのか」ということもその 1 例である。なによりも、学校が CAS にわかるように説明できなかつたのは決して怠慢や消極的対応からではなく、そこにはうまく説明できない何らかの原因があることも分かってきた。ここに虐待防止活動を改善していく糸口が生まれた。ソーシャルワーカーが学校にいるという事柄はスティグマの解消という点で見ると、教師の表現方法や人権への感度を高めることのみならず、ケースの事実確認が列記される文言の行間を読みとる CAS 側の能力形成とも密接に関係のあることがはっきりしてきた。そのもっとも重要な視点は他の子どもたちが学校の中でどんな役割をしている

のかという点である。

(5) 今後の課題

実践上での課題として、まだ初期の段階だけに、SBSW と教職員との意志疎通や連携のスキルの向上、人件費や施設設備の財政面、CAS 職員の加重負担の軽減など、問題が山積している。最後にそれ以外の特徴的な課題について列挙する。

- 学校の中でプライベート空間の保障として、秘密の保持をめぐる倫理観やその職務上の位置づけについて議論できるインフォーマル組織（橋渡しの機関）の形成が必要になる。
- オンタリオの教育法と子ども家庭サービス法の相違に関する課題がある。これは秘密保持の問題として、教育法とサービス法では秘密保持における開放性と閉鎖性に異なる点がある。
- SBSW の仕事のバランスとして学校での勤務を学校が忘れてしまいがちになり、フルタイムの状況になってしまうことがあり、その整理方法を開発していくことが挙げられる。

4. 小括 — 子どものケアマネジメント構想

(1) スクールベースとケアプラン

日本においては通告から施設入所になるが、施設でのケアよりも地域における包括的なケアをめざす視点がこうした取り組みを成立たらしめているといえる。子どもの早期安全確認、立ち入り調査、機関への援助要請、メンタルケア、再発防止への取り組み、地域の資源開発や合意調達などのあり方は、学校と子ども家庭福祉機関両者のブリッジ（橋渡し）の部分にこそ焦点づけられべきである。そして双方の関係者のニーズと活動を織りあわせていくときに、そこに子どもの最善の利益やその家庭の願いが結びついていることが大切になる。こうした 2 つの面が school based という手法との間で齟齬を生み出さないために、ケアプランの作成が不可欠となる。

(2) 児童虐待防止に携わる者の力量形成

今回取り上げた CAS のプログラムから分かる

ことは子どものためのケアプラン作成という実践構想である。

機関連携のもつ意味を吟味していくと、このケアプランを共同作成し、家庭や地域へ共同提案していくことだといえる。個別の役割分担的協力では事後対応になりやすいのは、子どもの生活に即した単一のケアプランが作成できないからである。子ども、家庭への対応として個々の問題局面に対応方法が埋め込まれてしまうのではなく、個々を取り巻く環境を含めた「生活」をとらえた包括的な対応方法が社会的技術としてとらえられ、ソーシャルワークの医療モデルから生活モデルへの転換をいかにやるのか。これは、生活モデルの中に浸食している消費文化論的方法技術をいかに明示化し、転換を図るのかに及ぶと考える。

この問題は、社会福祉一般に関わるソーシャルワークと学校を基盤としたソーシャルワークの相違と、それぞれの独自性の解明において看過できない。危機介入に偏重することで、他の児童相談所の機能が損なわれ、ソーシャルワークの機能が見失われるのではないかという危機⁽⁶⁾にも耳を傾けねばならない。

注

- (1) 山縣文治監修『子どもを支える相談ネットワーク』ミネルヴァ書房、2001年参照。

- (2) 柏女霊峰他編『子ども虐待への取り組み（別冊・発達）』ミネルヴァ書房、2001年参照。
- (3) 鈴木庸裕「学校福祉における学校と地域の共同化」『福島大学教育学部論集』67号、1990年、p. 68
- (4) 高橋重宏編著『子ども家庭福祉論』、1998年 p. 40
- (5) Halton children's aid society school based social work program information package August 2001.
- (6) Encyclopedia of Social Work, 19th vol. 3, NASW PRESS, 1995.
- (7) Ontario Child Welfare Eligibility Spectrum, Ministry of Community and Social Services, 1997.
- (8) 宮島清「児童虐待通告と児童相談所機能」『子ども家庭福祉学』創刊号、2002年、p. 34-p. 35

付記：本稿執筆に当たり筆者のフィールドワーク（2001年10月）にご協力いただいたハルトンCASのAndre女史と前CASスーパーバイザーのAnn Marry女史に感謝申し上げます。なお、本稿は2001年度科研「学校ソーシャルワークのカリキュラム開発に関する実証的研究」（基盤C-2、課題番号12610235）の研究成果の一部である。

（受理日 平成14年4月10日）

Developmental Strategies and Task for The Child and Family Services in School —The Case Study on School-based Family Services at Halton Children's aid Society—

SUZUKI, N

This is case study about school-based family services at Halton Children's aid Society in Ontario, Canada.

Specialized school-based social work positions are co-funded by CAS and Public Board of Education in an effort to integrate community and school counselling to children and family served by school sites. Accessibility to services is thought to be a factor in promoting school adjustment and maintenance of school standing for selected students.

Integration of child protection and school social work support services is designed to reduce the traditional fragmentation of social services and promote early identification of indicators typically leading to an intrusive child protection intervention.